

平成30年度県庁舎防災・消防訓練の実施について

1 目 的

消防法等により、県庁舎の建物に年1回義務づけられている「消火、通報及び避難の訓練」を実施し、県庁舎に勤務する職員の自衛消防活動における役割認識、防災・防火意識の高揚を図る。

2 日 時

平成30年11月13日（火） 13：15～15：15

3 参加者：約500名

- (1) 本庁職員（行政庁舎、議会庁舎、警察本部庁舎に勤務する職員）
- (2) 消防機関（金沢市金石・中央消防署、石川県航空消防防災グループ等）
- (3) 使用許可団体（金融機関等）

4 訓練内容

- 防災訓練（13：15～13：45）

震度6強程度の揺れを伴う地震が発生。建物自体の損傷はないが、エレベータの緊急停止による閉じ込めが発生し、閉じ込め者が負傷したとの想定で、初動対応訓練、閉じ込め者の救出・救護訓練を行う。

 - (1) 初動対応訓練
 - ア 地震発生時の庁内放送（地震発生時の安全行動を実施するよう指示）
 - イ 負傷者の有無の確認・連絡
 - ウ 建物の損害状況の確認・連絡
 - エ 電気・機械設備の損害状況の確認・連絡
 - (2) エレベータ閉じ込め者の救出・救護訓練
- 消防訓練（14：15～15：15）

行政庁舎15階監理課前の湯沸室から出火したとの想定で、通報・初期消火、避難訓練等を行う。

 - (1) 通報・初期消火訓練
 - ア 感知器作動による発報放送
 - イ 初期消火訓練、消防署への通報
 - ウ 消防設備、放送設備等の作動確認
 - (2) 避難訓練（避難場所：せせらぎの杜（※荒天時は行政庁舎1階エントランス））

庁内執務者：県職員（行政、議会、警察）、使用許可団体
一般来庁者：19階及び議場からの避難（県職員）
 - (3) 消防機関による訓練
 - ア はしご車による救助・救出訓練及び放水訓練
 - イ 消防防災ヘリコプターによる救助・救出訓練（屋上でのホバーリングからの救助・救出）
 - (4) 防災体験及び屋外での消火訓練
 - ア 消火器の実射訓練
 - イ 屋外消火栓の放水訓練
 - ウ 煙道体験（避難経路途中に設置。最初の避難者約60人程度）
 - (5) AED体験（荒天時実施）

※荒天時は(3)の一部及び(4)は中止し、(5)を実施します。

※並行して実施する訓練もあり、複数箇所での取材は困難な場合があります。

※事前取材については、当日午前中までをお願いします。

県庁舎防災・消防訓練次第

平成30年11月13日(火)

13:15～15:15

○ 防災訓練 13:15～13:45

○ 消防訓練

1 通報訓練 14:15～14:17

2 初期消火訓練 14:16～14:20

3 避難訓練（煙道体験含む） 14:17～14:45

4 消防機関による訓練

（1）はしご車救助・救出訓練 14:23～14:35

（2）ヘリコプター救助・救出訓練 14:35～14:43

（3）はしご車救助・放水訓練 14:43～14:47

5 金石消防署長講評 14:50～14:55

6 防災体験及び屋外消火訓練

（1）消火器実射訓練 14:55～15:10

（2）屋外消火栓放水訓練 15:10～15:13

7 防火・防災管理者挨拶 15:13～15:15

※荒天時の対応は以下の通り。

- ・上記3：煙道体験を中止し、避難場所を、せせらぎの杜から行政庁舎1階のエントランスホールに変更（AED体験を実施）
- ・上記6：中止（上記4の一部についても、中止の可能性あり）